

安全データシート

1. 製品及び会社情報

| | |
|-------|----------------------------|
| 製品の名称 | TRUSCO シャシーグリス CGS-25 |
| 会社名 | 主用途として潤滑グリース トラスコ中山株式会社 |
| 住所 | 〒105-0004 東京都港区新橋四丁目28番1号 |
| 担当部門 | PB品質保証課 |
| 電話番号 | 0120-509-849 (お客様相談室) |
| FAX番号 | 0120-509-839 (お客様相談室) |
| 整理番号 | M-8055-1 |

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | | |
|-----------|--------------------------|---------|
| 物理化学的危険性 | : 可燃性固体 | 区分外 |
| | : 自然発火性固体 | 区分外 |
| | : 自己発熱性化学品 | 区分外 |
| | : 金属腐食性物質 | 区分外 |
| 健康に対する有害性 | : 急性毒性 (経口) | 分類できない。 |
| | : 急性毒性 (経皮) | 分類できない。 |
| | : 急性毒性 (吸入: ミスト) | 分類できない。 |
| | : 皮膚腐食性・刺激性 | 分類できない。 |
| | : 眼に対する重篤な損傷 ・眼刺激性 | 分類できない。 |
| | : 呼吸器感作性 | 分類できない。 |
| | : 皮膚感作性 | 分類できない。 |
| | : 生殖細胞変異原性 | 分類できない。 |
| | : 発がん性 | 分類できない。 |
| | : 生殖毒性 | 分類できない。 |
| | : 特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) | 分類できない。 |
| | : 特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) | 分類できない。 |
| | : 吸引性呼吸器有害性 | 分類できない。 |
| 環境有害性 | : 水生環境急性有害性 | 区分3 |
| | : 水生環境長期間有害性 | 区分3 |

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

ラベル要素

| | |
|---------|---|
| 絵表示 | : なし |
| 注意喚起語 | : なし |
| 危険有害性情報 | : 水生生物に有害 : 長期継続的影響によって水生生物に有害 |
| 注意書き | 【安全対策】 : 環境への放出を避けること 【応急措置】 : なし 【保管】 : なし 【廃棄】 : 内容物/容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物 |

処理業者に業務委託すること

国・地域情報 : 15. 参照
他の危険有害性 :
重要な徴候 : 可燃性があるので、火気に注意する。
想定される非常事態の概要 : 現在のところ有用な情報なし

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分 : 混合物
化学名又は一般名 : グリース
別名 : Lubricating Grease
成分及び含有量 : 潤滑油基油 (精製鉱油) 85~95 質量%
増ちょう剤 (カルシウム石けん) 5~15 質量%
潤滑油添加剤 5 質量%以下
化学式又は構造式 : 特定できない。
官報公示整理番号 (化審法, 安衛法) : 企業秘密なので記載できない。
CAS No. : 企業秘密なので記載できない。
危険有害成分 :
化学物質排出把握管理促進法 : 該当しない。(含有量規定値未満)
労働安全衛生法 : 第 57 条 表示対象物質
政令番号 第 168 号 鉱油 85~95 質量%
: 第 57 条の 2 通知対象物質
政令番号 第 168 号 鉱油 85~95 質量%
政令番号 第 262 号 2,6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール 0.2~
0.8 質量%
毒物劇物取締法 : 該当しない。

4. 応急措置

吸入した場合 : 新鮮な空気の場所に移す。体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、必要なら医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合 : 水と石鹸で付着した部分を洗う。
目に入った場合 : 清浄な水で十分に目を洗浄した後、医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないで、直ちに医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。
最も重要な徴候及び症状 : 現在のところ有用な情報なし
応急措置をする者の保護 : 現在のところ有用な情報なし
医師に対する特別注意事項 : 現在のところ有用な情報なし

5. 火災時の措置

消火剤 : 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
: 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
: 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
使ってはならない消火剤 : 棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。
火災時の特有の危険有害性 : 現在のところ有用な情報なし
特有の消火方法 : 火元への燃焼源を断つ。
: 周囲の設備等に散水して冷却する。
: 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、風上から行き必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項
環境に対する注意事項

- : 作業の際には、必ず保護具を着用する。
- : 河川、下水道等に排出されないように注意する。
- : 海上の場合、薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- : 周辺の着火源を取り除く。
- : 少量の場合は、ヘラ、スコップ等で除くか、土砂、ウエス等に吸着させ回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
- : 大量の場合は、漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。漏洩したグリースは土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。
- : 海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、すくい取るかまたは吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

二次災害の防止策

- : 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
- : 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- : 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと
- : 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
- : 機械設備などを修理又は加工する場合は、安全な場所において完全に除去してから行う。
- : 皮膚に触れるか、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。
- : ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
- : 容器は必ず密閉する。

注意事項

- : 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気および火気などへの注意が必要である。

安全取扱い注意事項

- : 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。
- : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。

保管

適切な保管条件

- : 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
- : 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。

適切な技術的対策

- : 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。

注意事項

- : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

安全な容器包装材料

- : 空容器に圧力をかけない。
- : 容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

- : ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。

| | |
|------------|--|
| 管理濃度 | : 取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。 |
| 許容濃度 | : 設定されていない。(作業環境評価基準(厚生労働省告示第 43 号、平成 24 年 4 月 1 日)) |
| 保護具 | : 日本産業衛生学会(2013 年度版) 鉱油ミスト 3 mg/m ³ ACGIH (2013 年度版) 時間加重平均 (TWA) 値 鉱油ミスト 5 mg/m ³ |
| 呼吸器用の保護具 | : 通常不要であるが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。 |
| 手の保護具 | : 長期間又は繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。 |
| 目の保護具 | : 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。 |
| 皮膚及び身体の保護具 | : 長期間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。 |
| 適切な衛生対策 | : 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。 |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| 外観 | |
| 形状 | : 半固体 |
| 色 | : 淡褐色 |
| 臭い | : 微臭 |
| pH | : データなし |
| 融点・凝固点 | : データなし |
| 初留点及び沸騰範囲 | : データなし |
| 引火点 | : 200°C以上(SETA) |
| 爆発範囲 | : 上限: 7 容量% 下限: 1 容量% (基油の推定値) |
| 蒸気圧 | : データなし |
| 蒸気密度 | : データなし |
| 比重 | : 約 0.90 (25°C) |
| 溶解度 | : 水に不溶 |
| n-オクタノール/水分配係数 | : データなし |
| 自然発火温度 | : データなし |
| 分解温度 | : データなし |
| その他のデータ | |
| 滴点 | : 100°C以上 |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 安定性 | : 室温では安定 |
| 危険有害反応危険性 | : 水との反応性はない。 |
| 避けるべき条件 | : 加熱、高温、混触危険物質との接触 |
| 混触危険物質 | : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。 |
| 危険有害な分解生成物 | : 現在のところ有用な情報なし |
| その他 | : 現在のところ有用な情報なし |

11. 有害性情報

| | |
|-----------|--|
| 急性毒性 | : 経口 ラット LD50 5000mg/kg 以上(基油) 経皮 ラット LD50 5000mg/kg 以上(基油) 吸入 (蒸気): データなし 吸入 (ミスト): LC50 5mg/kg 以上(基油) |
| 皮膚腐食性・刺激性 | : 現在のところ有用な情報なし |

| | |
|---------------------------------|---|
| 目に対する重篤な損傷・刺激性 呼吸器感作性又は皮膚感作性 | : 現在のところ有用な情報なし : 呼吸器感作性：データなし 皮膚感作性：区分1の皮膚感作性物質（2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クロロ 0.2~0.8質量%）を含有するが、濃度限界未満である。 |
| 生殖細胞変異原生 発がん性 基油 | : 現在のところ有用な情報なし : OSHAによる評価：IARCグループ3に分類（ヒトに対しての発がん性について分類できない。） : EUによる評価：発がん性であるとの表示は必要ない。 区分外 |
| 増ちょう剤 添加剤 | : 現在のところ有用な情報なし : 現在のところ有用な情報なし |
| 生殖毒性 | : 現在のところ有用な情報なし |
| 特定標的臓器・全身毒性－単回暴露 | : 現在のところ有用な情報なし |
| 特定標的臓器・全身毒性－反復暴露 | : 現在のところ有用な情報なし |
| 吸引性呼吸器有害性 | : 鉱油を10%以上含有するが、危険有害性区分の判定基準である動粘性率が20.5mm ² /s(40℃)以下の混合物に該当しない。 |

1 2. 環境影響情報

| | |
|-------------|---|
| 生態毒性 魚毒性 | : 水生環境急性有害性：添加剤のデータ及び濃度より区分3とした。水生生物に有害 水生環境長期間有害性：添加剤のデータ及び濃度より区分3とした。長期継続的影響により水生生物に有害 |
| その他 | : 現在のところ有用な情報なし |
| 残留性・分解性 | : 現在のところ有用な情報なし |
| 生体蓄積性 | : 現在のところ有用な情報なし |
| 土壤中の移動性 | : 現在のところ有用な情報なし |
| 他の有害影響 | : 現在のところ有用な情報なし |

1 3. 廃棄上の注意

| | |
|----------|---|
| 残余廃棄物 | : 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 : 投棄禁止 : 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。 : 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。 |
| 汚染容器及び包装 | : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。 |

1 4. 輸送上の注意

| | |
|------------|------------------|
| 国際規制 | |
| 国連分類 | : 国連の分類基準に該当しない。 |
| 国連番号 | : 該当なし |
| 品名(国連輸送品名) | : 該当なし |

| | |
|----------------|---|
| 容器等級 | : 該当なし |
| 海洋汚染物質 | : 該当なし |
| 国内規制 | |
| 陸上 | : 消防法 危険物に該当しない。 |
| 海上 | : 船舶安全法 危険物に該当しない。 |
| 航空 | : 航空法 危険物に該当しない。 |
| 輸送の特定の安全対策及び条件 | : 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 : 重量物は上積みしない。 |

1 5. 適用法令

| | |
|------------------|--|
| 労働安全衛生法 | : 表示対象物質 法第 57 条、施行令第 18 条 : 通知対象物質 法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 |
| 化学物質排出把握管理促進法 | : 該当しない。 |
| 化審法 | : 既存化学物質名簿への収載 |
| 消防法 | : 危険物に該当しない。 |
| 毒物及び劇物取締法 | : 該当しない。 |
| 水質汚濁防止法 | : 油分排出規制 (5mg/L 許容濃度) ノルマルヘキサン抽出分として検出される。 |
| 海洋汚染防止法 | : 油分排出規制 (原則禁止) |
| 下水道法 | : 鉱油類排出規制 (5mg/L) |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | : 産業廃棄物規則 (拡散、流出の禁止) |

1 6. その他の情報

参考資料

1. 許容濃度の勧告 (2013) 日本産業衛生学会
2. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2013)
3. 米国産業衛生専門家会議: ACGIH Documentation
4. IARC Monographs on the Evaluation of the Carcinogenic Risks to Humans
5. EU European Chemicals Bureau (ECB)
International Uniform Chemical Information Database (IUCLID)
6. EC 理事会 Regulation(EC)No 1272/2008 ANNEX VI
7. 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(nite) 「GHS 関連情報」
8. 安全衛生情報センター 「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」
9. 日本規格協会 JIS Z 7252:2014 「GHS に基づく化学品の分類方法」
JIS Z 7253:2012 「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法」

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者提供されるものです。

取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。